

鹿屋市副業人材活用支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市副業人材活用支援補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第108号）の一部を次のように改正する。

第1条中「取組」の次に「（以下「副業人材活用事業」という。）」を加える。

第2条第1号中「する者」の次に「で、次号の副業マッチング支援企業等を通じて紹介された者」を加える。

第3条第1号中「(2) 市税に滞納がない者」を削り、同号の次に次の1号を加える。

(2) 市税の滞納がない者

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市副業人材活用支援補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは条件を付するものとする。

第8条を削る。

第7条中「補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、副業人材又は副業マッチング支援企業等との契約締結後30日以内に、」を「申請者は、副業人材活用事業の完了後速やかに」に、「別記第1号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条第1号中「事業計画書（別記第2号様式）」を「事業実績書（別記第3号様式）」に改め、同条第2号中「収支予算書（別記第3号様式）」を「収支精算書（別記第4号様式）」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（事前相談）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、副業人材又は副業人材マッチング支援企業等との契約を締結する前に、鹿屋市副業人材

活用支援補助金事前相談シート（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

別記第4号様式を削る。

別記第3号様式中「第7条、」を削り、「収支予算書（収支精算書）」を「収支精算書」に改め、同様式を別記第4号様式とする。

別記第2号様式中「第7条」を「第8条」に、「事業計画書」を「事業実績書」に、「活用する取組」を「活用した取組」に、「活用することにより期待できる効果・達成目標」を「活用したことにより得られた効果・目標達成状況」に、「事業スケジュール」を「実施スケジュール」に改め、「※氏名、生年月日、居住地、主に従事する企業名、所在地、活動拠点等、在住地及び専門分野を記載すること。」を削り、同様式を別記第3号様式とする。

別記第1号様式中「第7条」を「第8条」に、「事業計画書」を「事業実績書」に、「収支予算書」を「収支精算書」に改め、同様式第3項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 補助対象経費を支払ったことが分かる書類

別記第1号様式を別記第2号様式とし、附則の次に次の1様式を加える。

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

鹿屋市副業人材活用支援補助金事前相談シート

1 会社概要

会社名			
所在地			
代表者・役職			
担当者・役職			
電話		FAX	
メールアドレス			

2 副業人材に関する事項

副業人材により解決したい経営課題（目的）	
副業人材に期待する役割	
副業人材の業務開始時期・期間（予定）	
県補助制度の活用予定	有 ・ 無
副業マッチング支援企業等の名称（予定）	
その他	

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

年度鹿屋市副業人材活用支援補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市副業人材活用支援補助金については、鹿屋市副業人材活用支援補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 交付条件

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。